

○栗原市くりはら和牛の郷づくり支援強化事業補助金交付要綱

平成23年3月31日

告示第47号

改正 平成26年3月31日告示第81号

平成28年3月3日告示第22号

平成29年2月27日告示第37号

平成30年3月30日告示第93号

令和4年3月25日告示第80号

(趣旨)

第1条 この要綱は、和牛資源の確保及び和牛産地づくりを支援するため、市内の畜産農家に対し、予算の範囲内において、栗原市くりはら和牛の郷づくり支援強化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、栗原市補助金等交付規則（平成17年栗原市規則第39号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象者及び補助金)

第2条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、別表に定める補助金を交付するものとする。

(1) 市内に住所を有している者

(2) 別表に定める繁殖素牛又は肥育素牛（以下「対象牛」という。）を、補助金の交付を受けようとする年度に、みやぎ総合家畜市場から導入した者

(平26告示81・平28告示22・平29告示37・平30告示93・一部改正)

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、栗原市くりはら和牛の郷づくり支援強化事業補助金交付申請書（様式第1号）に子牛登記証明書及び家畜購買票の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(補助受給者の義務)

第4条 対象牛を導入し、又は自家保留して補助金の交付を受けた者（以下「補助受給者」という。）は、補助金の交付を受けた対象牛の生育環境を常時優良な状態で、飼育しなければならない。

(補助金の返還)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助受給者が、補助金の交付を受けた日から起算して3年を経過する日前に、補助受給者の責めに帰することができない理由によって、当該対象牛を飼養しなくなったとき。

(4) その他補助金を返還させる必要があると市長が認めるとき。

(平29告示37・一部改正)

(管理台帳の整備)

第6条 市長は、補助金の状況を明確にするために、栗原市くりはら和牛の郷づくり支援強化事業管理台帳(様式第2号)を備え付け、交付等の状況を整理するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(平30告示93・旧第1項・一部改正)

附 則(平成26年3月31日告示第81号)

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年3月31日までに、対象牛をみやぎ総合家畜市場から導入した者又は対象牛を自家保留した者に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月3日告示第22号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年3月31日までに、対象牛をみやぎ総合家畜市場から導入した者又は対象牛を自家保留した者に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成29年2月27日告示第37号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号、第5条第3号及び附則第2項の改正規定は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の栗原市くりはら和牛の郷づくり支援強化事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に繁殖素牛又は肥育素牛を導入した者に係る補助金について適用し、同日前に繁殖素牛又は肥育素牛を導入した者に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月30日告示第93号)

この告示は、告示の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月25日告示第80号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

（平28告示22・全改、平29告示37・平30告示93・令4告示80・一部改正）

区分	要件	体重	生後日数	補助金の額
繁殖素牛	社団法人全国和牛登録協会に登録され、当該登録に係る審査得点が81点以上の母牛の宮城県産の子牛で、かつ、父牛が栗原市産の宮城県基幹種雄牛の子牛	250キログラム以上	365日以内	100,000円以内で、市長が認める金額
肥育素牛	去勢牛	社団法人全国和牛登録協会に登録され、当該登録にかかる審査得点が81点以上の母牛の栗原市産の子牛	365日以内	父牛が栗原市産の宮城県基幹種雄牛の場合は50,000円以内で、市長が認める金額 父牛が栗原産宮城県基幹種雄牛以外の場合は30,000円以内で、市長が認める金額
	雌牛	250キログラム以上		父牛が栗原市産の宮城県基幹種雄牛の場合は40,000円以内で、市長が認める金額 父牛が栗原産宮城県基幹種雄牛以外の場合は20,000円以内で、市長が認める金額

備考

- 1 体重は、みやぎ総合家畜市場から導入する日の体重とする。
- 2 「社団法人全国和牛登録協会」とは、昭和23年12月28日に全国和牛登録協会という名称で設立された法人をいう。
- 3 「宮城県基幹種雄牛」とは、宮城県の肉用牛改良委員会で宮城県基幹種雄牛として認定された牛をいう。

様式第1号(第3条関係)

栗原市くりはら和牛の郷づくり支援強化事業補助金交付申請書

年 月 日

栗原市長 殿

住所

氏名

栗原市くりはら和牛の郷づくり支援強化事業補助金交付要綱第3条により申請いたします。

記

- 1 申請金額 円也
- 2 頭 数 頭 繁殖素牛・肥育素牛
- 3 導 入 先 家畜市場導入
- 4 導入年月日 年 月 日

5 振込先

金融機関名	本・支店名	種別	口座番号						(フリガナ) 口座名義人
銀行 農協 組合 金庫	本店	普通							
	支店	当座							

6 添付書類

- (1) 子牛登記証明書の写し
- (2) 家畜購買票の写し

様式第1号 (第3条関係)

(平28告示22・令4告示80・一部改正)

様式第2号 (第6条関係)

(平30告示93・一部改正)